

平成27年度

## 第1回陸別町総合教育会議議案

平成28年3月22日（火） 午前10時開催

### 会議次第

- 1 開会
- 2 町長あいさつ
- 3 協議事項
  - (1) 陸別町総合教育会議の運営について
  - (2) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定について
  - (3) その他
- 4 閉会

## 協議事項（１）

### 陸別町総合教育会議の運営について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 4 第 1 項の規定に基づき、陸別町総合教育会議の運営に関し必要な事項を定めることについて、次のとおり協議する。

#### 記

1 陸別町総合教育会議運営要綱の制定について

別紙 1

## 別紙 1

### 陸別町総合教育会議運営要綱(案)

#### (設置)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき、本町の教育行政の推進を図るため、陸別町総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項に関する協議及び事務の調整を行う。

- (1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）の策定
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

#### (組織)

第3条 会議は、町長及び教育委員会をもって構成する。

2 町長が不在の場合には、副町長がその代理となるものとする。

#### (会議)

第4条 会議は、町長が招集し、会議の議長となる。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると判断するときは、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

#### (意見の聴取)

第5条 会議は、第2条各号の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

#### (会議の公開)

第6条 会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

#### (議事録の作成及び公表)

第7条 町長は、会議の終了後、遅滞なく議事録を作成し、これを公表するものとする。

#### (調整結果の尊重)

第8条 会議において町長及び教育委員会の事務の調整が行われた事項については、その調整の結果を尊重しなければならない。

#### (委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、町長が会議に諮って定める。

#### 附 則

この要綱は、平成28年3月22日から施行する。

【参考資料】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4

(総合教育会議)

**第1条の4** 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

- (1) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (2) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

**2** 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

- (1) 地方公共団体の長
- (2) 教育委員会

**3** 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

**4** 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

**5** 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

**6** 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

**7** 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

**8** 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

**9** 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

## 協議事項（２）

### 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 第 2 項の規定に基づき、陸別町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることについて、次のとおり協議する。

#### 記

陸別町教育大綱（案）

別紙 2

**【参考】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3**

(大綱の策定等)

**第1条の3** 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

**【参考】 教育基本法第17条**

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

## 別紙2

### 陸別町教育大綱について

#### 1 教育大綱の位置付け

「第5期陸別町総合計画」及び「教育行政執行方針」並びに「第7期社会教育計画」（「第8期社会教育計画（H28～H32）」策定中）を踏まえ、整合性及び一貫性を図るものとする。

#### 2 大綱の体系

- 基本目標を定める
- 基本方針を定める
- 重点施策を示す

#### 3 大綱の期間

大綱の期間は、平成28年度から平成30年度までとする。

## 陸別町教育大綱（案）

### はじめに

陸別町民憲章は、「父祖がのこした尊い遺産と情熱」を受け継ぎ、「健康で明るく豊かな町をつくる」ためのしるべと定めています。・・・（別紙参考1）

陸別町教育目標は、町民憲章を受けて「豊かな未来を目指す生涯教育」のしるべとして目標を制定しています。・・・（別紙参考1）

第5期陸別町総合計画は、

- ①「空・森・土」（豊かな自然環境）の中で、
- ②全ての町民が共に「絆」を持ち、
- ③明るく笑顔で「うるおい」あふれる
- ④「きらり・ひかる町」を目指すと宣言しています。・・・（別紙参考2）

この「きらり・ひかる町」とは、

- ①前向きな開拓の姿勢を継承し、
- ②しばれ・星など豊かな自然を通じ、
- ③すべての人が普段着の気持ちで過ごせる「心地よい町」を目指すものとしています。

この目指すための原動力は、「垣根のない人のこころや力」だと定義しています。

「垣根のない人のこころや力」が、数多くの交流の機会を創出し、産業などへ新たな発展や発想を生み出すとともに、「物・こころ」にわたる豊かさを実感できるのだと示しています。

### 【基本目標】

「垣根のない人のこころ」とは、今、一番世界中の人が求めていることではないでしょうか。

いろいろな争いも人のこころが起こしているものです。私たちは「しばれ」という厳しい自然環境の中で、様々なことに挑戦し、人とのふれあいと交流のなかから、支え合うこととおもてなしの心を学びました。

これが生涯学習の原点であり、町づくりの出発点になることから、陸別町教育大綱の基本目標は次のとおりとします。

垣根のない 心が育てる豊かさを 実感しあえる町づくり

## 【基本方針】

基本方針は、人づくりと芸術・文化の2つの観点にまとめます。

方針1 ■豊かな未来を目指す生涯学習の推進

方針2 ■誇り高さふるさと文化の創造

この方針に基づき、次の7つの個別の重点施策を推進していきます。

### 方針1 〈豊かな未来を目指す生涯学習の推進〉～垣根のないところを育てる～

#### 【重点施策】

- ①生涯学習の推進
- ②学校教育の充実
- ③青少年の育成
- ④生涯スポーツの充実

地域への思いや、人への思いやりのところは、子どもの時からの学習環境が重要な役割を果たしています。学校教育と社会教育及び保健福祉と連携を図り、陸別でしか味わえないすばらしさを体験すると共に、陸別だから学べる教育プログラムの充実など、陸別町への移住を希望する人の対応を含め、生涯を通じ学べる環境や指導者の育成などの学習体制の充実を図っていきます。

すべての町民が生涯を通じて、それぞれの年齢や体力に応じたスポーツ・レクリエーション活動を楽しみ、体力の向上や生活習慣病予防などができるように、住民ニーズを十分に把握し、環境づくりを進めます。

まちの将来の担い手として大きな役割を果たす青少年の育成に努め、社会参加機会の少ない女性のまちづくりへの参加を促し、年齢・性別を問わず、すべての町民がまちづくりへの関心をもち、活動できる環境を整えると共に、個別の能力を十分に発揮できる環境づくりを進めます。特に、女性の視点からのまちづくりへの参加は、新たなまちづくりの推進につながります。

## 【重点施策】

### ①生涯学習の推進

学習機会の提供などにより、生涯を通じた学習を推進し、町民の心豊かな生活の実現を目指します。また、陸別の特色や町民の情報・知識・技術などを最大限に活用した生涯学習を進めます。

垣根のないところを育て、家族と地域と人の絆を深め、世代間交流の機会を創出します。

### ②学校教育の充実

学ぶ場にふさわしい環境を整えると共に、時代に対応した教育内容の充実を図ります。また、体験学習や社会活動への参加など地域特性を活かした「ふるさと教育」を進め、児童・生徒が自ら学ぶ意欲を高め、個性や能力に応じた教育を進めていきます。

### ③青少年活動の促進

自主的な団体活動への支援を高めると共に、地域の青年が数多く参画している「しばれフェスティバル」などまちづくりや産業おこしに関する研修・研究機会を充実します。また、町内外との交流機会の拡充を図ります。

### ④生涯スポーツの充実

町民がいつまでも健康で活力ある生活を送ることができるように、いつでも気軽にスポーツができる環境を整えます。

## 方針2 〈誇り高さふるさと文化の創造〉～尊い遺産と情熱をうけつぐ～

### 【重点施策】

- ①芸術・文化活動の推進
- ②文化財の保護と活用
- ③地域間・国際交流の促進

地域で芽生えた文化を身近に感じ、うるおいある生活を送るために、文化活動を発展させていくと共に、地域資源を活かした新たな文化の創造を進めていきます。

また、開拓の祖である関寛斎やアイヌ文化期の史跡ユクエピラチャシ跡などの文化財の保護や活用を進め、本町の歴史や文化を後世に伝えるための活動を進めると共に、現在の本町のイメージを大切に、町民みんなで共有することにより、本町の魅力を高めることにつながります。

国内外の他地域との交流は、新たな情報や知恵など大きな刺激を与えて、豊かな人間性を形成するための機会となり、多文化共生のまちづくりにつながります。町民が積極的に交流できるよう、住民ニーズに対応した多様な交流事業の展開を進めます。

### 【重点施策】

#### ①芸術・文化活動の推進

町民の文化活動への参加を促進し、芸術文化への町民の関心を高めていきます。

郷土の歴史を学び、郷土に対する誇りを感じ、町民が地域の中でお互いに尊敬しあい、町民一人一人の成長や地域の活力が生まれるよう文化活動を支援します。

#### ②文化財の保護と活用

陸別の歴史や文化を次世代に伝えるために、児童生徒を対象にした「ふるさと教育」に町の歴史を取り込み、関寛斎資料館や郷土資料など文化財の保護・活用を進めます。

#### ③地域間・国際交流の促進

国内の他の地域や国際的な交流の機会を拡大し、異なる文化や人とのふれあいとつながりを通じて魅力ある町づくりを進めます。

特に、中学生の海外研修派遣事業、関寛斎の顕彰活動の全国的な広がり、電機連合との交流によるサマーインりくべつ・冒険体感インとうきょうなど、グローバルな視点とふるさとの良さを再発見する貴重な機会として継続支援します。

## 陸別町民憲章

わたしたちは、ちえと力を出しあって、きびしい自然にうちかって立つ陸別の町民です。

そこには、緑と太陽のかがやく心のふるさがあります。

この町は、開拓の父関寛翁をはじめ、多くの先人のたゆみない努力によって栄えてきました。

わたしたちは、父祖がのこした尊い遺産と情熱をうけつぎ、健康で明るく豊かな町をつくるため、町民のしるべとしてこの憲章をさだめます。

- 一、みんなで力をあわせ、ひろく産業をおこし豊かな町を育てましょう。
- 一、みんなで教養を深め、たくましい心と体をつくり、北方文化のかおり高い町を育てましょう。
- 一、たがいにむつみ助けあい、だれもが生きがいをもてる、あたたかい町を育てましょう。
- 一、たがいにきまりを守り、よい習慣をつくり平和で明るい町を育てましょう。
- 一、恵まれた自然を生かし、住みよい環境をつくり、美しい町を育てましょう。

(昭和53年7月1日 制定)

## 陸別町教育目標

私たちは、北海道教育目標及び町民憲章の精神をうけ、陸別町の豊かな未来を目指す生涯教育のしるべとして、この目標を制定します。

- 一、互いに自由を尊重し、公正公平で自分の行動に責任のもてる人を育てる。  
(自他を大切にする町民)
- 一、常に希望をもち、より高い目標を立てて、日々実践に務める人を育てる。  
(自主的で創造的な町民)
- 一、ものごとを合理的に考え、創意工夫をこらし、進んで新しい分野を開いていく人を育てる。  
(創見し思考する町民)
- 一、町民としての自覚をもって郷土を愛し、郷土の発展に尽くす人を育てる。  
(人間性豊かな町民)
- 一、たくましい心身をつくり、勤労の尊さを知るとともに、進んで仕事をする人を育てる  
(ねばり強く丈夫な町民)

(昭和55年3月1日 制定)

参考2【陸別町教育の目指す姿】

第5期陸別町総合計画		平成27年度	
新しいまちづくりの目標		教育執行方針	
目指す陸別町の姿	<p>● 目指す陸別町の姿とは・・・</p> <p>明治35年、医人・関寛斎は72歳の高齢にもかかわらず、理想の農村建設を夢に、北海道の中でも特に自然のきびしい、この地に開拓の鋤をおろしたのが今日の陸別を築く基となりました。</p> <p>関寛斎が開拓の鋤を下ろしてから、100年以上たった現在でも、その開拓精神を受け継いだ陸別町民は、多くの挑戦を行い、新たなものをつくり上げています。</p> <p>本町の目指す将来の姿は、この前向きな姿勢を継承し、この地にしかない“しばれ”“星空”などの豊かな自然を通じ、すべての人たちが、普段着の気持ちで過ごせる心地よい町を目指していきます。</p> <p>垣根のない“人のこころや力”は、数多くの交流機会を創出し、産業などへ新たな発展や発想を生み出すと共に、物・ところにわたる豊かさを実感できる“きらり☆ひかる町”を実現するための原動力となります。</p> <p>第5期陸別町総合計画では、豊かな自然環境の象徴である「空・森・土」の中で、すべての町民が共に「絆」を持ち、明るく、笑顔の中で「うるおいあふれる」、「きらり☆ひかる町」陸別町を目指します。</p>	<p>【空・森・土】とともに 農業・林業を基幹産業とし、“しばれ”“星空”などの自然環境を観光の目玉として、これまでまちづくりを進めており、これからも豊富な自然環境を活かし、そして、守るための取組を進めます。</p>	<p>【基本的な考え方】 陸別町は、酪農と林業を基幹産業とし、循環と再生可能な経済基盤をつくりあげてきています。 子どもたちに陸別町の企業・文化を理解してもらい、未来を切り開く力を育むことが大切なことでもあります。 「陸別の子は陸別で育てる。子どもたちを核とした人づくり」を理念とした生涯学習の充実に取り組みます。</p>
	<p>【町民の絆】でつくる 家族と地域、人の絆づくりに向け一人ひとりが、お互いを大切に、支え合い、助け合いのもとで、幸せな生活を送ることができるように、町民と行政が一体となった取組を進め、家族・地域のふれあいの機会を創出します。</p>	<p>【うるおいあふれる】 町民に恵みをもたらす森林などの、自然環境を保全し、町民の誇りとなる、美しい景観を財産として、次の時代に継承するための、地域整備を進めると共に、町民の参加を促進します。 また、すべての町民が、住みなれた地域の中で、健康で安心して暮らせるまちづくりを目指します。 さらに、「歴史」「文化」とふれあい、こころ豊かなまちづくりを進めます。</p>	<p>【協働と未来】 陸別の「ふるさと教育」「キャリア教育」「生活体験講座」を通して、陸別町の豊かな自然環境・教育施設・産業基盤を生かした「地域教育力」を育み、陸別型の体験教育の醸成に努めます。</p>
	<p>【きらり☆ひかる町】 本町の特色を活かし、地域のことは地域で決め、人的資源・地域の社会的ネットワークなどの固有の地域資源を存分に活用し、潜在的な資源を掘り起こし、それぞれの課題に対応した解決策を自ら考え、地域の実情に応じた政策展開を行い、持続可能な発展の仕組みを作っていくことにより、小さくても、「きらり☆ひかる」まちづくりを進めます。</p>		

参考3【重点的な取組】 【各分野における取組】

第5期陸別町総合計画				平成27年度 教育執行方針	
計画	政策	施策	主な施策		
Ⅳ 誇りと温かなこころの芽生えるまちづくり	1 生涯を通じて学ぶ町民	(1) 生涯学習の推進	①生涯学習推進体制づくり	第1 生涯学習の推進 ○学校教育と社会教育の連携を探求 ・「ふるさと教育」の推進 ・世代間交流	
			②生涯学習活動の充実		
			③指導体制の充実		
			④生涯学習施設の充実		
			⑤社会教育の充実		
		(2) 学校教育の充実	①学校教育の充実 ②小・中学校の環境整備 ③通学、修学支援の充実	第2 学校教育の推進 ○陸別町の特性を生かした「強い学校づくり」	
	(3) 生涯スポーツの充実	①スポーツの推進 ②指導者、指導体制の充実 ③スポーツ施設の充実	第6 スポーツの振興 ○地域連携と交流を促進		
		2 誇り高さふるさと文化	(1) 芸術・文化活動の推進	①芸術文化活動の充実	第4 文化の振興 ○生きがいを実感できる環境を維持
			(2) 文化財保護の推進	①文化財の保護 ②文化財の活用 ③文化財・郷土芸能への意識高揚	第5 歴史の保存と継承 ○地域の歴史に学び、未来を描く活動

計画	政策	施策	主な施策	
Ⅴ 豊かなふれあいが築くふるさとづくり	2 生き生きとした青少年と女性	(1) すこやかな青少年の育成	①青少年の育成環境の整備	第3 社会教育の推進 ○学校教育との連携を図り、地域教育力の結集 ○学校教育に関寛斎の活動と精神を学ぶ
			②各種少年団活動の助成会の活動に対する支援	
			③支援体制の整備	
			④健全な成長	
		(2) 活力ある青少年活動の促進	①組織、活動の促進、支援 ②青年層が集まる機会の拡大	
				第7 給食・食育 ○食の大切さと感謝の気持ち育てる
				第9 協働と未来 ○陸別型体験教育の醸成と山村留学の検討